

# 栄村副村長候補者 公募要領

## 1 公募の趣旨

栄村の目指すむらづくりに、民間での職務経験を生かし、深い見識、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただける人材（副村長候補者）を1名募集します。

## 2 副村長の職務等

副村長は、地方自治法第161条の規定に基づき設置される職で、選任には村議会の同意が必要となります。

職務は、村長を補佐し、村長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、村長の職務を代理します。（地方自治法第167条）

## 3 応募資格

- (1) 栄村の目指すむらづくりに、民間での職務経験を生かし、深い見識、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただける方
- (2) 日本国籍を有する概ね満40歳以上（平成28年4月1日現在）の方で、性別、学歴は問いません。
- (3) 民間の企業等での職務経験を有する方
- (4) 住所要件
  - ① 村内に住所がある方は、自ら応募できます。
  - ② 村内に住所のない方は、自ら応募することはできません。ただし、栄村選挙人名簿に記載がある方が推薦する方法で応募することができます（選挙人名簿登録者1名に対し1名の推薦に限る）。この場合、推薦者同伴で面接を行います。
- (5) 地方自治法第164条に定める副村長の欠格事由に該当する方は応募できません。なお、就任後は、同法に定める兼職・兼業禁止の規定の適用を受けます。（別紙2参照）

## 4 応募受付期間

平成28年6月20日（月）から平成28年7月15日（金）まで（15日必着）

## 5 任期・待遇等

- (1) 募集人員 1名
- (2) 任期 村議会の同意後、任命の日から4年間
- (3) 給与 ①給料月額 499,000円  
②期末手当 年間4.2月分（ただし、就任後の最初の支給分については、在職期間に応じて減額された額となります。）  
※①、②のいずれも平成28年4月1日現在の給与額です。（以後改定される場合があります。）その他、退職手当の制度があります。

(4) 勤務時間等 常勤の特別職として勤務することになります。

(5) 健康保険等 長野県市町村職員共済組合に加入

## 6 応募方法等

所定の申込書（必要事項・業績のアピール点等をパソコン入力又は自筆により記入、必要箇所に署名・押印、写真貼付）に、次の課題論文及び戸籍謄本又は抄本を添付し、簡易書留による郵送により提出して下さい。

封筒に「村長親展」及び「副村長応募書類在中」と明記のうえ、必ず郵送にて提出して下さい。

なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

### 《課題論文》

- ・文字数 制限なし（A4縦サイズ用紙に横書き・パソコン入力）
- ・テーマ 別紙1に掲げるものから3つ選び、それぞれの論文を作成すること。

#### 【申込書の入手方法】

①窓口配布 役場窓口及び秋山支所で配布します。

②郵送による請求

封筒の表に「副村長候補者応募申込書請求」と朱書きのうえ、返信用封筒（宛名を明記し、120円切手を貼付した角型2号封筒）を同封して下さい。

③村のホームページからダウンロード

<http://www.vill.sakae.nagano.jp/> からダウンロードして下さい。

## 7 選考方法

(1) 第1次選考

申込書及び課題論文審査により選考し、結果は、7月下旬に応募者全員に文書で通知します。（第1次選考合格者には第2次選考の日程をお知らせします）

(2) 第2次選考

第1次選考合格者について、個別面接により選考し、結果は、8月中旬ごろに文書で通知します。（個別面接予定日 平成28年8月6日〔土〕）

## 8 応募先及び問合せ先

〒389-2792 栄村大字北信 3433

栄村長 森川浩市

電話 0269-87-3111（内線101）

## 別紙1 【課題論文テーマ】

日本有数の豪雪地帯という厳しい環境の中、先ず、定住と雇用対策を基礎に元気な村をつくり、慈しみ住み慣れた地域を、活力ある「日本一安心できる村」にするために、次の課題から3課題選択し、貴方の考えをお聞かせください。

### 一、定住促進のための起業者対策

新規起業促進できるよう保証等がなくても利用できる支援（補助）（融資）制度創設について、貴方の創設したい内容をお聞かせください。

### 一、新規雇用企業応援対策

村内企業に対して新規雇用した場合の新支援制度について、貴方の支援制度内容をお聞かせください。

### 一、新エネルギー事業援助

村内の雇用対策及び収入事業として取り組まなければならない事業ではありますが、起業者への支援制度対策について、貴方の支援策をお聞かせください。

### 一、日本豪雪地帯雪サミット開催

全国の自治体に呼びかけ、雪国での産業等を議題に、栄村で第1回を開催し、栄村が、国及び県とのパイプ役を担い、新規事業雪国生活圏安心プラン事業を創設したいが、貴方の考える事業をお聞かせください。

### 一、保育料無料化及びお祝い金の支給制度

子ども・子育て支援対策として、保育園保育料の無料化、小学校、中学校、高校の入学時のお祝い金支給制度、多子世帯への応援として、高校通学の公共交通機関定期代の助成制度新設について、貴方の考えをお聞かせください。

### 一、農産物販売専属の営業職員配置

村内の農産物、加工品等をインターネット販売や都市部への流通パイプを開拓させる、物流窓口を整備し、販売専属の営業職員を雇用した場合に、貴方ならどこに物流窓口を設け、販売専属の営業職員をどのように配置するかをお聞かせください。

### 一、社会福祉協議会介護部門一括運営

（一般社）栄村社会福祉協議会の、職員及び組織を充実させ、村の介護部門を一括運営させる計画ですが、貴方の村福祉事業及び村介護事業への考えをお聞かせください。

一、法人による振興公社経営管理運営

(一般財) 栄村振興公社の経営責任者である理事長(社長)に貴方が就任した場合、どのような経営戦略を打ち出すのかお聞かせください。

一、秋山郷の道路改良と整備

安心と安全の生活道路整備及び観光道路整備について、貴方ならどのような道路改良策を考え、整備に取り組むかお聞かせください。

一、さかえ倶楽部スキー場運営

平成28年度一般会計からスキー場特別会計への繰入金は約7,000万円です。繰入金を減らすためには、どのような事業展開を打ち出したらよいか 具体策をお聞かせください。

一、村内バス運行対策

高齢化に向けた病院等通院対策と買い物弱者対策として、新たな交通対策を行うとすれば、運行経費も考え、豊栄、西部、水内、東部路線は、どのような運行を行ったらよいかお聞かせください。

一、雪害対策救助員制度

救助員制度について、見直し案がありましたら貴方の考えをお聞かせください。

一、広域化による事業推進

観光行政、農業行政、衛生行政、介護行政等の事業は、広域連携が益々重要となりますが、貴方は、どのような事業を広域化し、事業展開した方がよいかお聞かせください。

一、空き家対策

村内には約200戸の空き家があります。

行政はどのような取り組みをし、対策を取った方がよいか、貴方の考えをお聞かせください。

一、人及び村づくり

人づくりは村づくりであり、将来村で働いてくれる人材づくりに努めていますが、貴方ならどのような人材を求め、どのような支援制度を作るかお聞かせください。

《参考》

公募要領の「3 応募資格の(5)」に関連する法令条項(抜粋)

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

② 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

第百四十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

② 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

第百六十六条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

② 第百四十一条、第百四十二条及び第百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

③ 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 成年被後見人

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

四 公職にある間に犯した刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平

成十二年法律第百三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十条の六の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第一項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(被選挙権を有しない者)

第十一条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。